

○転出する場合における「給与所得者の扶養控除等申告書」 の取扱いに関する通知

昭和 36 年 1 月 17 日

海幕経監電第 2 号

海上幕僚監部経理補給部長から 各部隊の長・各機関の長あて

本年 1 月 1 日以降隊貫が給与支払機関を異にして転出する場合は、所得税法の規定により提出された「給与所得者の扶養控除等申告書」を職員別給与簿に添えて転出先の給与支払機関に移送することに定められたので通知する。